長久手市木造住宅耐震改修費補助制度の流れ

無料耐震診断

耐震診断で判定値1．0未満と判定

↓

改修費補助申込

耐震改修費補助金申込書提出

【対象条件】
・市税を滞納していないこと。
・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅であること。
・2階建て以下であること。
・長久手市内にあること。
・対象住宅の所有者であること。

↓

改修費補助申請

耐震改修費補助金交付申請書提出

【対象条件】

判定値を1．0以上とする耐震補強計画に基づく改修工事を行うこと。（ただし、判定値を0．3以上加算した数値以上とする工事に限る。）

↓ 書類審査

補助金交付決定

補助金は耐震補強工事費の 80％とし
最大100万円です。

↓

設計委託契約
工事請負契約　※各契約は交付決定後としてください。

工事着工

耐震改修工事着手届提出

↓ 中間検査

工事完了

耐震改修工事完了実績報告書提出

↓ 工事内容書類審査

補助金交付

ご留意点

・申請年度の2月末までに完了する工事が条件になります。
・予算の範囲内で受付けを行うため、毎年件数に限りがございます。
・耐震改修に関連のない、あるいは範囲外の工事に要する費用は除きます。

お問合せ先　：　都市計画課　建築係　電話0561－56－0622